

平成 30 年 6 月 28 日

各 位

会社名 新都ホールディングス株式会社 (JASDAQ・コード番号: 2776)

代表者名 代表取締役社長 鄧 明輝 問合せ先 取締役 半田 紗弥

電 話 03-6659-5141

(開示事項の経過) 当社に対する訴訟(控訴審)の判決に関するお知らせ

当社は、平成29年12月15日付「(開示事項の経過)当社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」で開示したとおり、株式会社スーツより提起を受けたコンサルティング費用請求訴訟(以下「本訴訟」という)について、当社は第一審判決を不服として、平成29年12月15日付で東京高等裁判所に控訴しておりましたが、本日、東京高等裁判所において判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 判決のあった裁判所及び年月日 東京高等裁判所 平成30年6月28日
- 2. 本訴訟を提起した者

(1) 名称 : 株式会社スーツ

(2) 所在地 : 東京都西原一丁目 37番4号 KDX レジデンス西原 308

(訴状提出時の所在地:東京都渋谷区上原二丁目 31 番 5 号

チェスターコート代々木上原 304)

(3) 代表者の役職・氏名:代表取締役 小松 裕介

3. 控訴審判決に至った経緯

当社は、東京地方裁判所において、平成 28 年 8 月 22 日付で株式会社スーツより訴訟を提起され、第一審において、コンサルティング業務委託料ないし報酬として 540 万円及びこれらに対する遅延損害金の支払いを請求され、又は、上記コンサルティング業務委託契約の成立が認められない場合、同契約準備段階の不法行為にも基づく上記業務委託料等相当額の損害賠償を請求されました。当社は、第一審において原告である株式会社スーツの主張を全て争っておりましたが、平成 29 年 12 月 14 日に、東京地方裁判所において、以下の内容の判決を言い渡されました。

- (1)被告は、原告に対し、270万円及びこれに対する平成28年9月22日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払うこと。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3)訴訟費用はこれを2分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- (4) この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

この第一審判決は、原告が提供したコンサルティング業務の商法 512 条所定の相当な報酬 として、当社に 270 万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを命ずるものでしたが、当社 は平成 29 年 12 月 15 日付で、これを不服として東京高等裁判所に控訴を提起し、他方、株式 会社スーツも平成29年12月21日に敗訴部分を不服として控訴し、本訴訟は東京高等裁判所に係属しておりました。本日、東京高等裁判所より控訴審判決の言い渡しを受け、当社の主張が認められ、株式会社スーツの請求は全て棄却されました。

4. 控訴審判決の内容

- (1) 1審被告の控訴に基づき、原判決中、1審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 前項の部分につき、1審原告の請求を棄却する。
- (3) 1審原告の本件控訴を棄却する。
- (4) 訴訟費用は第1,2審とも1審原告の負担とする。
 - (注)「1審被告」は当社を、「1審原告」は株式会社スーツを意味します。

5. 今後の見通し

本訴訟の判決に対する当社の対応につきましては、1審原告の動向に応じて、弁護士と協議の上、適切に対応してまいります。

尚、当社の業績に与える影響につきましては、判明し次第、必要に応じて適時開示を行ってまいります。

以上